

鳥取県都市計画審議会について

1 都市計画とは

○健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき都市計画区域を定め、その中で土地利用の規制誘導（市街化区域、市街化調整区域の設定など）や必要な都市施設（道路や公園等）を定めること。

○都市施設（道路、公園、下水処理施設等）については都市計画区域外においても決定することができる。

* 鳥取県の都市計画区域 18 都市計画区域 13 市町村

2 都市計画審議会の役割

○県都市計画審議会は、都市計画法に基づき県が定めようとする都市計画について調査審議する機関。

○都市計画は都市の将来像を示すものであり、住民の生活に影響を及ぼすことから、都市計画を定めるときは、行政機関だけの判断ではなく、学識経験者、市町村長の代表者、県議会議員及び市町村議会の長の代表者から構成される本審議会の調査審議を経て決定。

○そのほか、他法令により都市計画審議会で調査審議することとされた事項の審議及び都市計画に関する事項を関係行政機関に対し建議を行う。

【都市計画審議会の主な調査審議事項】

①都市計画法によりその権限に属された事項

○都市計画決定案件の審議

・都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域などの決定、変更

・道路、都市公園、下水処理施設などの都市施設の決定、変更

②他の法令により審議することとされた事項

○建築基準法に基づく廃棄物処理施設等の特殊建築物の位置の承認

○景観形成団体が定める景観計画の都市計画区域に係る部分の同意

○鳥取県大規模店舗立地誘導条例に基づく異議申出への意見聴取

3 組織及び運営

(1) 組織

委員の種類	人数
(1号委員) 学識経験者	13
(2号委員) 市町村長の代表	1
(3号委員) 県議会議員	1
(4号委員) 市町村議会議長	1
計	16

(2) 任期：2年間

(3) 事務局：鳥取県県土整備部技術企画課